

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構 総合評価表（平成19年度業務実績）

評価項目	評価
I 項目別評価表の総括	
1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
(1) 研究者の採用等の研究開発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先行的研究事業を実施する代表研究者(PI)について、19年度中に4名、20年度(20年4月1日)に2名が採用され、合計19名の体制となるなど、研究体制が順調に拡充していることが認められる。特に、PIのうち外国人が過半数(10名/19名)を越え、かつ、その国籍も多様であることは、国際的な公募の実施等による積極的な採用活動の成果を示すものとして高く評価することができる。引き続き、公平性・透明性に十分配慮した手続きの下で、内外の優秀な研究者の採用活動を行うことが期待される。 ・ 本評価委員会における現地視察では、各ユニットの活動が本格化する中、研究スペースが手狭になっているユニットも見受けられた。新キャンパスへの移転が遅滞無く行われるよう準備を進めるとともに、移転までの間、研究者のニーズを十分に踏まえ、スペース面で研究活動に支障を生じないように努める必要がある。また、研究者より、インターネット上での入手が困難な文献へのアクセスについて改善を求める意見があった。他大学の図書館との連携等により、基本的な研究環境の整備に努める必要もある。 ・ 研究ユニットの評価については、世界最高水準の大学院大学を設立するという機構の使命に照らし、運営委員を議長とする評価パネルが組織され、世界的なレベルでの評価が行われた。評価の結果については、中期目標の記載を踏まえ、適切なタイミング及び方法で公表し、国民に対する説明責任を果たす必要がある。 ・ 今後の研究分野について、アドバイザーグループが設けられる等、進展が見られた。
(2) 研究成果の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年次報告書やニュースレターを作成・配付することにより研究成果の普及が図られた。また、講演会やメディアを通じた研究成果の普及や広報活動等の件数は前年度を大幅に上回るものとなっており、積極的な取組が行われたものと評価できる。 ・ 職務発明規程の策定等、知的財産保護管理のルールを明確にしたことは評価できる。今後、その適切な運用が必要となるとともに、大学院大学の開学に向けては、専任の人材の確保に努める等、知的財産保護のための更なる取組を行うことが期待される。 ・ 国際ワークショップについては、外国人参加者の数及び割合が大幅な伸びを見せている。参加者に対するアンケート結果から、特に講義内容を中心に、全体的に高い評価を受けていることが確認でき、極めて質の高く充実した内容であったものと認められる。こうした取組は、国際的な若手研究者のネットワークの中で、機構及び大学院大学構想の認知度が向上することにつながるものと考えられる。また、他の研究教育機関との連携や研究者の採用活動に資するものと考えられ、特に優れた実施状況であると判断できる。

<p>(3) 研究者養成活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・連携大学院制度を活用した学生の受入れやサマースクールの実施等、教育活動の経験の蓄積が図られている。特に、サマースクール（沖縄計算神経科学コース（OCNC））については、海外の著名な大学から博士課程の修了要件の単位として認められる等、国際的に高い評価を受けていることが認められる。
<p>(4) 大学院大学設置準備活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・企画部や大学院大学設立準備グループが設置されるなど、大学院大学設置のための準備活動を具体的に進めるための体制が整備され、その結果として、研究教育分野、組織体制、教員の人事制度等の検討が進められたことは大きな前進である。今後とも、計画的に諸準備を進めていく必要がある。 ・大学院大学設置に向けた組織作りの一環として、三つのグラデュエート・コミッティが立ち上げられた。これらのコミッティが、研究教育活動の推進に当たり、実質的な機能を果たすことが期待される。
<p>(5) 施設整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備については、年度計画の記載どおり、着実に実施されている。
<p>2 業務運営の効率化に関する事項</p>	
<p>(1) 組織運営及び財務管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務組織については、企画部や財務グループの設置等、事業の拡大に対応した改編が行われた。今後とも、開学時に想定される事務組織を踏まえつつ、開学までの事業拡大に対応した事務組織の改編を計画的かつ円滑に実施する必要がある。 ・外部監査機関による点検については、その結果を公表するとともに、順次、諸規程の見直しが進められた。 ・一般競争入札の原則化等の入札・契約の適切性を確保する取組については、規程の見直しが行われ、国の基準に準拠したものとなったこと、及びホームページにおいて適切に情報開示が行われていることが確認された。また、特に随意契約については、監事監査の際に契約の一覧をもとに厳格にチェックした結果、適切なものであったと認められることが報告された。なお、機構においては、外部監査の提言も踏まえ、第三者の視点から適切性を確保するため「調達に関する第三者委員会」の設置が検討されており（平成20年6月設置）、厳格なチェック体制を構築する取組として評価できる。 ・予算管理の改善に向けた取組が行われていることは評価できるものの、改良後のシステムについても、経理業務の効率性の向上を図るとともに予算の執行状況の把握を容易にする観点から更なる改善を要する点が多いと考えられ、引き続き、予算管理の在り方について改善を図っていく必要がある。 ・競争的研究資金への申請件数・採択件数が増加した。新たに民間企業からの外部資金を獲得するなど、外部資金の獲得に向けて努力しているものと認められる。
<p>(2) 活動評価</p>	<p>上記1（1）に記載。</p>
<p>3 予算、短期借入金、剰余金に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予算執行率について改善が見られた。 ・セグメント情報の開示については、本評価委員会の指摘及び「独立行政法人整理合理化計画」に基づき、適切な事業区分が検討された。その結果、平成19年度の財務情報については本評価委員会に対し、研究事業を4

		<p>つに区分する資料が提出されたことは評価できる。今後、さらに内訳の細分化を図るなど分かりやすい開示に努めるとともに、来年度以降は財務諸表上のセグメント情報についても充実を図る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理会計の活用により、各事業のコストに係る情報が適切に把握されるよう努めていく必要がある。
4	その他内閣府で定める業務運営に関する事項	
	(1) 施設・整備に関する計画	上記1(5)に記載。
	(2) 人事に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> ・スタッフの採用は計画的で適切なものであったと考えられる。今後とも、開学時に想定される事務組織を踏まえつつ、開学までの事業拡大を支援するスタッフの計画的な採用及び事務機能の強化を行う必要がある。 ・給与水準については、機構は、世界最高水準の大学院大学を設立するための過渡的な組織であるという他の独立行政法人とは異なる性格を有するものではあるが、国民の理解を得るためには給与水準の適正化に努めることは必要であり、その実施に努めた結果、平成19年度のラスパイレス指数が大幅に低下したこと（前年度比△12.6）は評価できる。引き続き、給与水準について、国民の理解が得られるよう説明責任を果たすとともに、質の高い職員の確保に留意しつつ、一層の引き下げに取り組む必要がある。
	(3) 積立金の処分に関する事項	—
II	その他の業務実績等に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> ・研究者のサポートについては、昨年の本評価委員会の評価を踏まえ、研究支援課を設置する等の措置が講じられたことは評価できる。 ・理事長と運営委員会共同議長の間で緊密な連携が図られたことが認められる。 ・資産の有効活用については、独立行政法人整理合理化計画において、シーサイドハウスについて検討が求められている。シーサイドハウスは、機構の本部・研究施設として利用されている他、宿泊施設については、国際的なワークショップの開催時等に用いられており、機構の知名度の向上等のため有効に活用されているものと判断できる。今後、機構における本来の使用に支障のない範囲で、関連する学術的な行事等の会場としての利用に供する等、研究者の交流や研究成果の普及さらには産学連携の拡大等に資する活用方法についても検討を行い、次期中期計画等で方針を明らかにする必要がある。 ・公的研究費の不正使用等の防止体制の整備に努めているが、今後、そのルールの遵守が組織内に周知されるよう努める必要がある。 ・平成19年度の業務実績報告書については昨年度に比べ具体的な記載が増えている。また、本評価委員会に対しては詳細に渡る補足資料が提出されており、国民に対する説明責任を果たすよう取り組んでいることが認められる。今後、より一層分かりやすく、国民がアクセスしやすい形で、業務内容・実績に関する情報を開示するよう努めていく必要がある。

<p>Ⅲ 法人の長等の業務運営状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・理事長は、外国人代表研究者(PI)の採用を始めとする研究教育活動の体制の拡充や大学院大学設置準備等について着実な実施を図り、中期目標の達成に努力したものと認められる。 ・理事は、研究教育活動や大学院大学設置準備等について、理事長を的確に補佐し、また運営委員との連携等についても積極的に役割を果たし、大学院大学設置準備活動について中期計画に対し遅れがちであった進捗状況を短期間で立て直したことは高く評価できる。 ・監事は、業務運営の状況等についての的確な監査を実施しているものと認められる。「独立行政法人整理合理化計画」に基づく事項等、特に入札・契約の適切性の確保については厳格なチェックが行われている。今後は経営の効率化や能率性の確保についても重視した監査が行われる必要がある。
<p>◎ 総合評価（業務実績全体の評価）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度においては、質の高い国際ワークショップの実施等、研究・教育活動の充実が図られるとともに、設立準備にかかる検討や施設整備が着実に進められる等、中期目標の達成と世界最高水準の大学院大学の実現に向けて、全体を通して年度計画に則した取組が進められたものと評価できる。 ・また、事務組織の改編、入札・契約の適切性の確保、コンプライアンス体制の強化等、独立行政法人としての適切かつ効率的な業務の実施を確保するための取組についても着実に実施されている。 ・独立行政法人整理合理化計画に盛り込まれた取組については、対応状況の一覧表により報告を受け、順次、実施されていることが確認された。引き続き、同計画に基づく取組を着実に進めていくことが期待される。 ・今後、世界最高水準の大学院大学を設立するという目的を達成するためには、個別の項目に関して指摘した内容のほか、特に以下の点に留意して取組を進めることが重要と考えられ、次期中期目標・中期計画の作成に当たって十分考慮されることを期待する。 <ul style="list-style-type: none"> － 世界最高水準の研究教育を実現するためには、これを支える経営面においても世界基準に適合した質的改善を図ることが重要である。 － 研究者の支援については、今後、研究体制の更なる拡充が図られる中、研究室の迅速な立ち上げ、国際的なワークショップ等の開催、共同研究の推進等による内外の機関とのネットワークの構築、研究機材の円滑な調達の支援、特許の申請等による知的財産権の保護・管理、内外の競争的研究資金の申請の支援等、必要となる業務が一層多様化・高度化するものと考えられる。このため、既存支援スタッフの意識改革の他、例えば総務・人事等の部門とは別に、研究支援業務を統括する高いレベルの職を新たに設ける等、機能強化に努める必要がある。 － 大学院大学構想の実現と継続的発展のためには、研究者や近隣住民以外にも広く人々の関心を得ることが重要である。例えば、沖縄を訪れる観光客等にキャンパスの広報スペースを公開するなど、地の利も活かして積極的なPR方法を検討していくことが考えられる。 － 独立行政法人整理合理化計画を踏まえ、監事監査の充実を含め、予算管理の改善、業務運営の適切性・効率性の確保等、必要な措置の強化について引き続き検討する必要がある。